

奈良県訓令第15号

各部課室

各出先機関

労働委員会

技能労務職員被服貸与規程（昭和三十八年九月奈良県訓令甲第八号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

別表第二第一号中「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」を「環境森林部景観・自然環境課」に改め、同表第二号中「県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課」に改める。